

インバウンド現地調査委託業務仕様書

1. 業務名

インバウンド現地調査委託業務

2. 業務の目的

平成27年度に改定された石垣市観光基本計画の具体的施策「10.観光統計・顧客満足度調査の実施」を基盤とし、年々増え続けている外国人観光客の動向を探る調査を実施し、本市におけるインバウンドの動態を把握するだけでなく、今後の2020年東京オリンピックパラリンピックに向けた施策づくりに向けて、行政だけでなくオープンデータ化して、官民一体となったインバウンド対策に向けての分析資料とする。

3. 業務内容

次の業務に関する企画・運営をおこなうこと。

(1) 調査企画業務

インバウンド現地調査に必要な諸業務のプログラム設計をおこなうこと。

(2) 現地調査業務

(1) で設計したプログラムを基に契約期間内に成果物を納品するための現地調査を実施すること。現地調査の基本要件としては下記のとおりとする。

- ◆機密情報、個人情報、著作権等の取り扱いについて留意すること。
- ◆調査の実施日や時間帯、場所については甲乙協議して実施すること。
- ◆現地調査は、石垣空港や市内ホテル等、2ヶ所以上でおこなうこと。
- ◆データ回収目標数値としては、300～500程度集めること。
- ◆調査票に使用する言語として、英語、簡体語、繁体語を使用すること。

(3) データ分析業務

(1)、(2)において実施した内容をとりまとめ、データ分析すること。分析内容は、ローデータ、GT表、クロス集計、FAデータ、サマリーレポートとして納品すること。納品する際はデータ結果が分かりやすく見やすい基本的なデータ分析結果についてはAdobe社のPDFデータ、詳細なデータ結果についてはMicrosoft社のExcelデータにて納品すること。Excelデータの仕様や様式については特に定めないが、納品データについて疑義、または不具合等が生じた場合は契約後についても適宜サポート対応するものとする。

(4) 報告書の作成

(3) についてまとめた紙媒体での報告書を30部（カラー印刷）事業完了後に納品すること。

4. 事業の履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日（金）迄とする。

5. その他

- (1) 調査票、電子データ、報告書の著作権に関しては石垣市に帰属する。ただし、本契約事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めること。